

第1回亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会事項書

日時：令和元年7月16日（火）15:00～

場所：亀山市役所本庁舎 3階 理事者控室

1. 委員の委嘱

2. 市長あいさつ

3. 正副委員長の選任について

4. 新庁舎整備事業について

5. 新庁舎整備基本計画策定に係る検討内容及び工程等について

6. その他

亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会 委員名簿

任期：令和元年7月1日から令和4年3月31日まで

選出区分	氏名	経歴	役職
第1号 (学識経験者)	こまつ ひさし 小 松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科准教授	
第1号 (学識経験者)	きたむら かおり 北 村 香 織	三重短期大学生生活科学科准教授	
第2号 (公共的団体)	おがわ めいほう 小 河 明 邦	亀山市自治会連合会会長	
第2号 (公共的団体)	すずき としかず 鈴 木 壽 一	亀山市地域まちづくり協議会連絡会議会長	
第2号 (公共的団体)	こばやし ともこ 小 林 智 子	亀山市民生委員児童委員協議会連合会副会長	
第2号 (公共的団体)	いわさ けんじ 岩 佐 憲 治	亀山商工会議所会頭	
第3号 (公募委員)	みやざき まゆ 宮 崎 麻 由	—	
第3号 (公募委員)	まつもと ひさみ 松 本 久 弥	—	
第3号 (公募委員)	なかじま とおる 中 島 徹	—	
第3号 (公募委員)	かさい まさと 笠 井 真 人	—	
第4号 (その他必要と認める者)	おおた じゅんこ 太 田 淳 子	亀山市教育委員会委員	
第4号 (その他必要と認める者)	むらばやし まもる 村 林 守	亀山市行政改革推進委員会委員長	
第4号 (その他必要と認める者)	ふるかわ よろず 古 川 万	三重県県土整備部次長（住まい政策担当）	

亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会要綱

平成 31 年 4 月 23 日

(設置)

第 1 条 新庁舎の整備に関し必要な事項を検討するため、亀山市新庁舎整備基本計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、新庁舎の整備に関する基本計画の策定その他新庁舎の整備に関し必要な事項について検討する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等から選出された者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 34 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

主要事業個別シート(第2次実施計画/H31・32・33年度)

① 基本事項	計画コード	事業名	部名	総合政策部
	17104	新庁舎整備事業	課名	財務課 契約管財G
	施策の大綱	06:行政経営	財務	会計
	基本施策	02:財産・情報の適正な管理・活用	款	01:一般会計
	施策の方向	03:新庁舎建設の推進	科目	02:総務費
戦略プロジェクト	02:「安全カジャンプアップ」プロジェクト	目	01:総務管理費	
事業予定期間	H 31 ~ H 33 年度	主な根拠法令要綱等		

② 目的・概要	対象	市民及び来訪者
	目的	平成28年4月発生 of 熊本地震以降、地震発生時における現庁舎の防災拠点としての機能確保についての不安が高まっている。また、施設の老朽化や狭あい化等により、効率的な事務や市民サービスの面などの利便性にも課題があることから、こうした課題を解消するため、新庁舎に係る整備を推進する。
概要	平成30年度策定の「新庁舎建設基本構想」に基づき、実施時期なども含めた新庁舎建設に関する具体的な計画となる「新庁舎建設基本計画」の策定を行う。また、基本計画における選定条件により候補地となった複数の場所の中から、最終的に建設予定地を決定する。 基本計画：平成31～32年度策定 建設予定地の決定：平成33年度	

		平成31年度	平成32年度	平成33年度	
③ 年度別事業の計画	事業内容	○新庁舎建設基本計画の検討 ・検討委員会(市民・有識者等)の開催 ・意見交換会(ワークショップ等)の開催 ・基本計画策定支援業務の委託(2ヶ年) ・他市の事例調査・視察 ・候補地案の検討	○新庁舎建設基本計画の検討・策定 ・検討委員会(市民・有識者等)の開催 ・意見交換会(ワークショップ等)の開催 ・基本計画策定支援業務の委託(2ヶ年) ・他市の事例調査・視察 ・候補地案の検討	○建設予定地の決定	
	計画額	事業費	9,100千円	8,900千円	
		国庫支出金			
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	一般財源	9,100千円	8,900千円	0千円	
	予算額	事業費	8,980千円		
		国庫支出金			
		県支出金			
地方債					
その他					
一般財源	8,980千円	0千円	0千円		
期間内総事業費(H31-33)①		18,000千円	期間外事業費(H34以降)②	0千円	
			総事業費 (①+②)	18,000千円	

			平成31年度	平成32年度	平成33年度	
④ 指標	①	名称	新庁舎建設基本計画策定		策定	
		補足				
	②	名称	建設予定地の決定			決定
		補足				
	③	名称				
		補足				

⑤ 履歴	計画の庁内承認日	H30.12.27	
	最終変更日	主な変更点	特記事項
	-	<input type="checkbox"/> 事業内容 <input type="checkbox"/> 事業費 <input type="checkbox"/> 事業期間 <input type="checkbox"/> その他	-



